

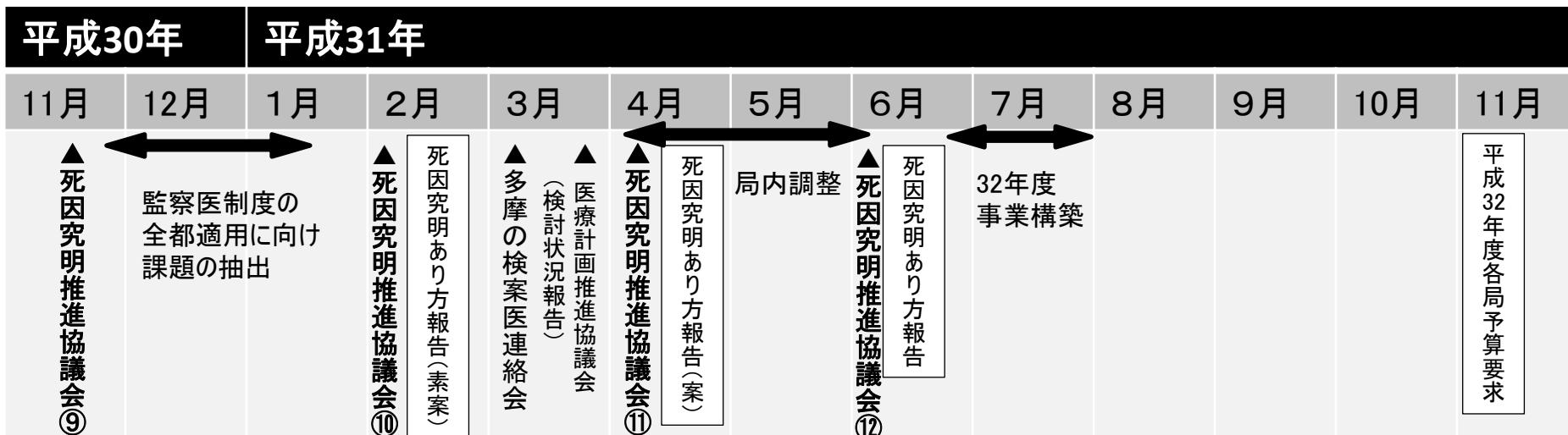
東京都における死因究明のあり方報告書の見直しについて（案）

第七次東京都保健医療計画（平成30年3月策定）抜粋

第2部第1章 健康づくりと保健医療体制の充実 第七節 <課題5> 死因究明体制の確保（取組5）抄

- 死因究明体制は、本来、国が必要な法整備を行って、地域を限定せずに整えることが必要
- 平成27年10月、「死因究明推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）により都道府県に設置が求められた、東京都死因究明推進協議会において、当面の課題を整理し、都における死因究明の体制を維持・推進していく上での必須事項について報告書を取りまとめた。
- 検案医不在地域では、大学の法医学教室の協力を得て、専門性の高い医師による巡回検案を実施
- 国に対し、監察医制度が東京都全域に適用されるよう、政令の改正を引き続き求めていくとともに、死因究明推進協議会において多摩地域の検案体制をはじめ、都における死因究明体制の充実に向けた検討を進めていく。

<検討スケジュール>



【参考】小池百合子都知事答弁（平成29年第三回都議会定例会 菅原直志議員の一般質問に対して）

死因が不明な死体を検案する、そして解剖する監察医を置くべき地域というのは、政令によって、東京23区、大阪市、横浜市、名古屋市、神戸市と定められているところでございます。都は、そのための組織として、監察医務院を設置しております。政令で定められていない多摩地域では、東京都医師会や大学の協力も得ながら、この体制を確保して、特別区と同じレベルで死因を究明できるように環境の整備を進めているところ。

医師が行う検案や解剖は、人が受ける最後の医療でございます。死因の究明体制は、本来、国が必要な法整備を行って、地域を限定せずに整えることが必要だと考えております。都は、監察医制度が都内全域に適用できるように、国に繰り返し求めており、今後も強く働きかけを続ける。